

## 平成19年度 第4回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成19年12月25日(火) 午前10時～正午

2. 開催場所 浦安市文化会館3階 中会議室

### 3. 出席者

(委員)

柳憲一郎、望月賢二、上野菊良、畑中範子、木邨定男、内海照枝、  
木村芙紀子、武藤睦美、石橋正貴、小川和裕、熊倉敬三、鈴木昭夫

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明  
環境保全課長 中谷和久、環境保全課副主幹 金子和男、環境推進班主査 前田唯一、  
環境計画班 奥山孝夫、森田和徳、杉町順子、湯浅太郎

### 4. 内容

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 都市環境部長挨拶

(4) 議題

①第3回環境審議会が出された浦安市環境保全条例骨子(案)に関するご  
意見への対応について

②今後のスケジュールについて

(5) 閉会

## ○会議概要

### ①「第3回環境審議会が出された浦安市環境保全条例骨子（案）に関するご意見への対応について」

※別紙資料「第3回環境審議会が出された環境保全条例に関するご意見に対する対応案」に基づく説明の後、浦安市環境保全条例の骨子案についても説明した。

#### （質 疑）

##### 委員

- ・ 前回の意見に対応しており、全体的には向上しているがメタンガスの削減の規定については後退している。
- ・ 地下水等を汲み上げ、温室効果ガスが出た場合の処理をどこで行うかなどの規定を入れないのはおかしい。
- ・ 発生したガスの処理について規定しないと前向きな条例にならない。

##### 事務局

- ・ 第30条は地盤沈下の防止という視点から規定したもの。地盤沈下の防止のために揚水量を制限するのであれば、既存の手法で地盤沈下の防止を図ることが適当と考える。ただし、燃焼することでしか処理できないメタンガスの削減を目的に、地盤沈下の防止対策として（メタンガスの削減を）規定するのは適当ではない、との内部的意見がある。
- ・ 温室効果ガス削減については第67条でも規定している。地盤沈下防止については、揚水量を全てのサイズのポンプに規定する方向なので、仮に第30条の条文がなくても地盤沈下の防止という視点では影響は生じないと考えられる。

##### 委員

- ・ 温暖化の重大な原因となるメタンガスの削減を地盤沈下防止という視点で規定するのはおかしい。メタンガスは温暖化との関係で考えるべきである。
- ・ どのくらいの温室効果ガスが出ているのかなど、市として実態把握をするべきである。
- ・ 温室効果ガス防止対策としてメタンガス削減にどう対応するのか、何をすべきか考えないといけない。
- ・ 市域の中でガス削減効果を把握する仕組みをつくるべき。

##### 事務局

- ・ 本市の場合、1000メートル以上掘らないと良質な温泉水が出ないといわれており、ここからメタンガスが発生しているという事実がある。
- ・ 浅い地下水の汲み上げによって地盤沈下を起こすということが今まで多かった。浅いところからメタンガスが出てくるかどうかは、市では詳細な調査は行っていない。
- ・ 温室効果ガスの削減については、温暖化防止という視点でどう削減していくのかということを考えていかないとならない。検討して考え方を整理し

たい。

#### 委員

- ・メタンガスは浅いところからでも発生している。その対応については、深度に関係なく整理しておかないとならないし、そういう規定を設けておくべき。

#### 事務局

- ・海岸沿いは、天然ガスが浅いところから出ている。しかし、本市の場合、研究所の調べによると、この周辺は800メートル以上掘らないと天然ガスは出てこないし、浅いところからの温泉の汲み上げも考えられないということであった。温室効果ガスの削減の規定については考え方を整理してみたい。

#### 委員

- ・生物に関する規定については全体的には良くなっている。しかし、第16条では「保全」が努力目標となっている。「保全」を定義することは難しい面もあるが、今あるものをそのまま将来へ残す、という意味もある。ただし、浦安の場合は人が作ってきた自然である。一つには、変わっていく自然を良い状態で保つために、常に維持管理作業を続けていく必要があるのかということ、そして（変わってしまった）今の状態が良い状態といえるのかどうかということがある。二つ目は、何のために保全するのか、ということがある。社会経済活動を明確に認識した上で、保全については考えた方がよい。三つ目には、歴史を継承し、新しい文化をどうやって作っていくのかということがある。自然環境を含むなど有機的な関連を意識した上で考えることをお願いしたい。

#### 会長

- ・第58条の(2)についてはわかりにくい部分がある。一部訂正した方がよい。

#### 委員

- ・第66条の歴史等の継承について、歴史を伝えるのは市民であり、「歴史の継承に努めなければならない」という書き方は再検討した方がよい。
- ・新しい文化の創造の主体がここ（第66条）に入っていない。市民が新しい文化を作っていけるように、市民活動を市がいかに支え、育て、発展させていくのかであって、市と市民の関係が逆転していると思う。

#### 会長

- ・歴史や文化は、環境基本条例で取り上げるような話であり、保全条例の中にこの規定が必要なのか再検討した方がよい。環境保全条例は、基本的に事業者も含め市民等に責務を課すものから、環境保全を中心に規定されているものであり、歴史等を環境保全条例で謳っている意味が分からない。事務局の意図するものは何か。

#### 事務局

- ・環境基本計画の中に色々な分野がある。それらに関連付けて規定をしているが、公害の防止が基本であると考えた場合、理念的な規定である。

会長

- ・環境基本条例があって、それをもとに環境基本計画を定めたのであるから、環境保全条例に入れていく必要はないのではないか。整理した方がいい。

委員

- ・歴史については、色々なことを伝えていく上で、踏み込んでやらなければならないことをここに規定していくべきと思う。基本条例から始まっているのならば、全体の中で検討したらもう少し良くなる。

事務局

- ・環境基本条例に則り環境保全条例を定めるという方向になると思うので、整理したい。

会長

- ・環境基本条例や環境基本計画があり、必ずしも保全条例で規定しなければ施策が講じられないということではないので、精査してもらいたい。
- ・第16条については、保全するための施策の推進というだけではなく、見直しの余地があると思われるので、検討して対応策を出してもらいたい。
- ・第61条の投光器の使用の制限の中の、「損なってはならない」というのはどういう意味か。努力義務なので、遵守しなくても制裁措置は受けない形でいいのだろうか。
- ・第30条のメタンガスについては、揚水規制での地盤沈下の目的では適切ではない。温泉法の改正があり、メタンガスの処理については、温泉法で対応される。
- ・第58条の土壤汚染については、義務規定になっているが、罰則等何らかの措置を講ずる必要があるのではないか。第66条の歴史については、基本条例等との整合を検討してほしい。

委員

- ・サーチライトについては、規制をしていかなければならないと思う。地球温暖化条例について市は検討するということなので、CO<sub>2</sub>に換算して行うなど、数値目標を出していくことが出来ればいいと思う。どの程度の消費電力があるのか、数値目標や基準があった上で規制をしていくことは、無駄なエネルギーの削減にもつながるし必要なことだ。

会長

- ・第61条の光公害というのは、7公害に入っていないが、7公害以外にも生活環境を脅かす可能性のある公害もあるので、条例で定めていくということに問題はない。努力義務として規定しておくだけでも、事業所へ対応する場合の根拠にはなると思う。

委員

- ・光害は、市の景観条例、建築条例等では規定していないのか。歴史等の継承という条文があるが、場合によっては、新しい文化というか景観のひとつとして、サーチライトやネオンがあってもいいのかもしれないと感じる面もある。色々な意味で、景観としてのまちづくりの中で、数値目標等と

いうものも含めて規制があってもいいと思う。

#### 事務局

- ・市では、景観条例を検討しているが、国の考えに沿った形で検討しており、光害については、景観条例の対象範囲に入っていないということである。また、県では、屋外広告物条例があるが、こちらも光に対する規制は対象外である。

#### 委員

- ・景観の素晴らしい住宅街の中にサーチライトやネオンがあってもいいのだろうかということには気になる。

#### 委員

- ・サーチライトを設置する許可はいらぬのか。

#### 事務局

- ・本市の場合、現状では許可はいらぬ。

#### 委員

- ・サーチライトが公害に当たるかどうかよりも、浦安の埋立てに使用した土壌はどこから来ているのか、あるいは、今後、市内に温泉施設を更に作っていくのかということが知りたいところである。
- ・環境に対するボランティア活動を行う団体に対して補助金をだすとか、いろいろ行われている環境イベントへの参加を市民に呼びかけるなどのアクションが必要。

#### 委員

- ・光害について、事業者と近隣住民との話し合いで折り合いがついた事例があったが、光害について条例で規定があれば、今後同様な問題が起こったときに申し入れがしやすくなると感じる。
- ・市民の生活環境を守るという観点から軟らかい表現で規定することはいいと感じる。

#### 事務局

- ・これまでは、地球温暖化防止に向けた取り組み方について調査を行ってきた。18年度において市・市民・事業者・子ども向けの環境に配慮した具体的な行動を示した、それぞれの環境配慮指針を作成した。現在、これらをリーフレットに示して啓発していけるよう、まさにアクションをおこそうとしているところである。
- ・光害について、数値の設定や、どの程度なら生活を損なわないかという考え方をまとめることは難しい。サーチライトについては、ガイドラインにそってどのように規制できるのか課題である。光害について実態を調べたいので、取りまとめる時間がほしい。
- ・土壌については、四分之三が埋立ての本市では、海底から採取した土砂で埋立てを行いその上に良質な土を覆土している。
- ・土砂を他から持ってきて一定の区域に埋立てをする場合、県の規制の対象となるが本市では、これ以上の埋立てはないであろう。野積みをする場合はあるだろうが、汚染された土壌が持ち込まれることは少ないと思われる。

- ・温泉は、観光業としても必要であり、規制がなかなか難しい。地盤沈下で苦しんだ本市としては、都市部での温泉の汲み上げは良くないと思っているので、今後も千葉県へ指導のお願いを引き続き行っていく。環境保全条例の中では、現状の中で定められる範囲内での規定をしていることと、ご指摘の点については、検討する必要があると感じている。
- ・毎月第1日曜日に、環境団体等の市民が中心で行っている三番瀬クリーンアップという清掃活動がある。市のホームページや広報うらやすに掲載しており、どの程度市民に浸透しているのかということもあるが、今後の環境に関する啓発については、本市にとっては大きな課題であると認識している。

#### 委員

- ・第46条の拡声器の使用について、地域の安全パトロールで回っているが適用されるのか。このパトロールは規制を受けないことを明確にした方がいいが、どの条項に当てはまるのか。
- ・第75条の異常気象について、濃霧の発生、異常渇水の継続等特別の事情の発生等というのはどういうことか。

#### 事務局

- ・地域の安全を守るということなど公共の目的で使用される場合は、適用除外の事項に当てはまる。

#### 会長

- ・適用除外の中に地域の安全などが分かるよう、もう少し工夫してもらえばいい。もう少し例示をするなど、地域の安全パトロールなどの文言について見当しして、明確になっていた方がいいのではないか。

#### 委員

- ・防犯という言葉を入れたらどうか。

#### 会長

- ・第46条の⑦に防犯を入れるなど例示を増やして分かりやすくしたらどうか。

#### 事務局

- ・骨子案の46条の⑤の災害、事故等に加えるなど、もう少し分かりやすく表現する。
- ・第75条については、例えば、異常渇水で地下水が大幅に下がっている状態で、揚水施設を使っている事業者がポンプで更に汲み上げることで地盤沈下が起こる可能性があるかと認めた時などを想定し、必要な措置をとるという意味で入念規定としたが、表現としては読みにくい書き方になっているかもしれない。

#### 会長

- ・大規模な揚水をするところは温泉施設しかない。どこを対象に異常渇水時の規制措置を発するのか。
- ・自然現象により公害が発生したときは、自然に対して必要な措置を講ずることはできない。自然災害に人が関与したところを規制しようとしているのだと思うが、具体的に想定しにくいのではないか。

#### 委員

- ・浦安の近い将来においてこういう事例があるかどうか検討した方がよい。

#### 会長

- ・自然現象と公害を結びつけることは難しい。異常気象時における応急対策は市が講じるものだが、人に求める場合、誰に求められるのか分からないので、概念的に規定しているだけであるのならば、規定をしない方向で考えた方がいいだろう。無理をして公害防止条例に合わせる必要もない。
- ・浦安は土壌汚染地があるのか、どれだけ健全な土があるのか、ということに対して市民が分からないということは不安につながる。市が定期的に検査することが出来るようなことを条例に盛り込む規定があってもいい。

#### 事務局

- ・環境保全条例では、現状、そういった規定は考えていない。

#### 会長

- ・市域の環境の健全さを担保できるよう、測定を行うことや、市が検査を定期的に行う努力をするという規定を第17条に加えたらどうか。

#### 委員

- ・浦安市は、ヒ素に覆われていて、学校などの家庭菜園を行うときには、土を入れ替えないといけないということで認識している。これは公害という認識でよいのか。

#### 会長

- ・浦安市でいわれているヒ素は、自然由来であるということで、人為が関与したものでないため、通常、公害という理解はされない。

#### 事務局

- ・浦安は、海の堆積物の上に良質な山土砂を入れて埋め立てをしている。埋め立て地であることによって、土砂の深い部分についてはヒ素が検出されている。

井戸水を検査するとヒ素が確認されているが、人体に影響のないものであり、また、地表・表層面の検査を千葉県と市で行った際には、ヒ素は検出されていない。

#### 会長

- ・市が市民農園を作らないという方針をとっているのか。

#### 事務局

- ・市では、一部の公園で市民との協働でビオトープや水田を作っている。この際、土については、問題がないと思われても調査をし、基準値を超えることは無くても、良質な土を使用するようにしている。

#### 会長

- ・健全な土壌であるということが市民に説明できるよう、環境を整備することでバックグラウンドデータの、定期的な調査をやっていく方がいいだろう。

#### 委員

- ・中国からの黄砂において、日本で使われていない成分が入っていた。異常

気象が続いているので、これからはその様なことが増えていくだろう。第75条（異常気象等の発生時における措置）のところで条例に盛り込めないか。また、このような異常気象が起きた場合、市から市民へ周知できるような仕組みがあると、市民の不安が和らぐだろうから何かできないか。

事務局

- ・大陸からの大気の流れで黄砂の影響がある。市として、大気の測定については最低限の把握をしている。土壌関係を含めて新たな監視の実施については、アンテナを高くし実施できるよう考えていきたい。

会長

- ・大陸から来るものは粒子の細かいものが飛来して来る。その対策については、市は測定をして対策の有無を考えるとということになると思う。

委員

- ・環境保全条例の骨子案の20ページにおける「事業者・市民で」という書きぶりに市が入っていない。事業者の中に市は含まれるのか。何人というのは、どこまでを指すのか。表現の整理をした方がいい。

事務局

- ・骨子案の段階なので細かな精査をしていない。表現については、整理をしていく。また、事業者の中には、市が含まれている方向で考えている。

会長

- ・市、市民、事業者、滞在者等の使い分けは精査してほしい。

## ②今後のスケジュールについて

事務局

- ・骨子案については概ね固まってきたと考えている。次回の審議会では、本日出されたご意見を整理したうえで、諮問させていただきたいと考えている。
- ・あくまでも現時点でのスケジュール案だが、4月頃に答申素案、5月頃に答申をいただけるような流れを考えている。
- ・パブコメについては、条例の場合、通常は答申をいただいた後に行うケースが多いが、お示ししたスケジュールではパブコメで得た市民のご意見を審議会にお示しし、ご審議いただいた上で、答申をいただくような形となっている。この時期については事務局において、いま少し検討したい。

会長

次回の審議会は、1月30日（水）とし、市より諮問を受ける形となる。委員の皆さんには引き続き審議をお願いする。

（ 閉 会 ）